05361P-00

行政書士

過去&厳選問題集

一発合格シリーズ

得点力をアップする良問を厳選！

各問題に合格テキストの参照ページを記載！

TAC講師厳選の280問!

2014年度版

TAC行政書士講座

EYE LOVE EYE

TAC出版

はじめに

行政書士試験に合格するための最も効率的な学習方法は、正しくメリハリをつけながらインプットとアウトプットを反復・継続することです。

本試験では、解答用紙１枚に書き込んだ結果だけで合否の判定が行われます。当たり前ですが、「たくさん勉強したんです」とか「本当はわかってたんです」と言い訳する機会はありません。学習した知識を正しく解答用紙に反映させられなければ、合格点を超えることはできません。

「吸収する力」を身につけるための『合格テキスト』とペアとなり、「解答する力」を身につけるための問題集がこの『過去＆厳選問題集』です。

本書は、「過去問セレクト」＆「オリジナル演習」で構成されています。行政書士試験は平成18年度試験から新試験制度に移行しましたので、すべての過去問が重要というわけではありませんが、繰り返し出題される可能性の高いものは復習しておくべきとの観点から過去問を選別し、必要に応じてオリジナル問題も盛り込みました。

本書は、左ページに問題を、右ページに解答・解説を収録した見開きスタイルなので、問題を解いたら解説を探してという手間が省け、効率よく学習できます。また、何となく問題を解くよりも、解説を読みながら解答するプロセスを身につけることが解答力を高めることにつながりますので、見開きはその意味でも有用といえます。さらに、『合格テキスト』の参照ページの記載により、関連項目を探すのも容易です。

本書は、それなりのボリュームもありますが、基礎・基本の解答力を身につけるのに適した１冊となるはずです。

ぜひ、本書を手に取り、行政書士試験合格を勝ち取ってください。

ＴＡＣ行政書士講座

本書の特徴と使い方

各問題には重要度を３段階で表示しています。（★★★＝必ず解く　★★＝できるだけ解く　★＝余裕があれば解く）

１問ずつの見開き構成なので、問題を解いたら解説を探すという手間が省け、効率的です。

タイトルの上のチェック欄に足跡を残してください。苦手分野が明確になるとともに、何度も間違えてしまう要注意項目がうきぼりになります。

徹底した本試験の分析をもとに、出題傾向、科目ごとの特性、出題の難易度を比較検討し、全280問を収録しました。

☒ 4/20　○ 8/25　重要度 ★★★

17 司法権

H19―5

司法権の限界に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例の趣旨に照らして妥当でないものはどれか。

1　大学は、国公立であると私立であるとを問わず、自律的な法規範を有する特殊な部分社会を形成しているから、大学における法律上の紛争は、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、その自主的・自律的な解決にゆだねられる。

2　法律が、国会の両議院によって議決を経たものとされ、適法な手続によって公布されている場合、裁判所は両院の自主性を尊重して、法律制定の際の議事手続の瑕疵について審理しその有効無効を判断するべきではない。

3　政党の結社としての自主性にかんがみれば、政党の内部的自律権に属する行為は、法律に特別の定めのない限り尊重すべきであり、政党が党員に対してした処分は、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判は及ばない。

4　衆議院の解散がいかなる場合に許されるかは、裁判所の判断すべき法的問題であるのに対して、これを行うために憲法上必要とされる助言と承認の手続に瑕疵があったか否かは、国家統治の基本に関する政治的な問題であるため、裁判所の審査権は及ばない。

5　具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争であっても、宗教上の教義に関する判断などが必要で、事柄の性質上法令の適用により解決するのに適しないものは、裁判所の審判の対象となりえない。

34

過去問80%、オリジナル問題20%の割合で収録。過去問には、本試験の出題年度を表示しています。

『合格テキスト』参照ページの記載により、関連項目が探しやすくなっています。

正解 4

参照 合格テキストP71～P73

ワンポイント Check!

法律上の争訟

当事者間の具体的な権利義務・法律関係の存否に関する紛争であって、法令を適用することによって終局的に解決できるもの

1 ○　大学のような部分社会では、法律上の紛争であっても、**一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題**にとどまる限り、その自主的・自律的な解決に委ねられ、司法審査の対象とはしない（富山大学事件、最判昭52.3.15）。

知識のリンク 部分社会の法理

	大　学		地方議会	
	単位	卒業	出席停止	除名
司法審査の対象	ならない	なる	ならない	なる

2 ○　国会の両議院における法律制定の議事手続は**自律権**に関するものであり、両院の自主性を尊重し、その瑕疵については、司法審査の対象とはしない（警察法改正無効事件、最大判昭37.3.7）。

3 ○　政党が党員に対して行った処分であっても、**一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題**にとどまる限り、その自主的・自律的な解決に委ねられ、司法審査の対象とはしない（共産党袴田事件、最判昭63.12.20）。

4 ×　衆議院の解散は、**直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為**であり、司法審査の対象とはしない（苫米地事件、最大判昭35.6.8）。

5 ○　宗教上の教義に関する判断が必要となり、法令を適用することによって終局的な解決ができないものは、裁判所の審判の対象とならない（板まんだら事件、最判昭56.4.7）。

随所に挿入された「ワンポイントCheck」や「知識のリンク」で知識の幅が広がります。

正誤を示すとともに、丁寧な解説を掲載しました。必要に応じ図表も挿入していますので、理解が深まります。

一発合格シリーズの紹介

以下では、「一発合格シリーズ」の内容とその効果的な使い方を紹介します（なお、書名等は変更される場合があります）。各書籍の特徴をよく理解して、効果的な学習をしてください。

入門期

はじめてテキスト

試験全科目の概略を説明した、行政書士試験対策の入門書です。豊富な図表とわかりやすい解説で、体系と全体像をしっかりと理解できます。

判例集

憲法、民法、行政法、商法の、試験によく出る重要判例を厳選して収録。わかりやすいポイント解説で内容を理解し、さらに練習問題でポイントをおさらいできます。

実力養成

合格テキスト

合格に必要な知識を満載した基本書です。１テーマ見開き２ページなので効率よく学習でき、合格に必要不可欠な基本事項・重要事項がしっかりと身につきます。

過去＆厳選問題集

得点力をアップする良問を厳選して収録しています。各問題に「合格テキスト」の参照ページを記載していますので、確認しながら学習を進められます。

過去問演習

過去５年 本試験問題集

５年分の本試験問題を年度別に収録しているので、実力チェックを行えます。確実に正解したい問題を明示しているので、不得意分野の克服に最適です。

肢別問題集

一問一答式で法令科目の過去問題を収録。肢ごとに重要度ランク・復習ポイントを記載し、肢を切るポイントを明示しているので、効率的な学習が可能です。

記述式対策

記述式解法テクニック

過去問題を題材に、記述式問題の解法テクニックを徹底的にマニュアル化しています。本試験で狙われるであろうテーマも公開・解説しています。

記述式問題集

過去＋予想問題で、記述式問題の重要論点を網羅しています。解答例のキーワードを明示しているので、確実に部分点が取れる学習ができます。

直前期

ラストスパート行政書士 直前予想問題集

出題傾向を徹底分析した予想問題を３回分収録しています。問題部分は取り外し式になっているので、本試験のシミュレーションが行えます。

直前総まとめ

法改正に対応した要点整理テキストです。条文、判例だけでなく図表も豊富に掲載しているので、直前期の総まとめに最適です。暗記用赤シート付き。

合　　格

目　次

CONTENTS

第1編　憲法……1

第2編　民法……41

第3編　行政法……221

第4編　商法……427

第5編　基礎法学……469

第6編　40字記述問題……479

第7編　一般知識……505

第1編

憲法

1 主権概念

□ ／ □ ／ 重要度 ★☆☆

H12―6

次の記述のうち、「主権」という用語が他とは違う意味で使われているものはどれか。

1　ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。
2　政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。
3　天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。
4　国民主権の原理は、国政が国民の厳粛な信託によるものであることを意味する。
5　高度の政治性を有する国家行為は、司法審査になじまず、国会等の政治部門の、最終的には主権者たる国民の、政治責任において行われるべきである。

正解 2

参照 合格テキストP 6

ワンポイント Check!

「主権」概念には、①国家の統治権、②国家権力の最高独立性、③国政の最高決定権の 3 つの意味がある。

意義	①国家の統治権	②国家権力の最高独立性	③国政の最高決定権
具体例	日本国ノ「主権」ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ（ポツダム宣言）	自国の主権を維持し、他国と対等に立たうとする各国の責務であると信ずる（前文第 3 段落）	天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く（1 条）

1　③　国政の最高の決定権とは、国の政治のあり方を最終的に決定する力または権威という意味である。「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」（憲法前文第 1 段落）という規定における「主権」は、**③の意味**で使われている。

2　②　国家権力の最高独立性とは、国家権力の属性として国外に対しての独立という意味である。「政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等に立たうとする各国の責務であると信ずる」（憲法前文第 3 段落）という規定における「主権」は、**②の意味**で使われている。

3　③　「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」（憲法 1 条）の規定における「主権」は、**③の意味**で使われている。

4　③　「国民主権の原理は、国政が国民の厳粛な信託によるものである」という場合の「主権」は、**③の意味**で使われている。

5　③　「高度の政治性を有する国家行為は、司法審査になじまず、国会等の政治部門の、最終的には主権者たる国民の、政治責任において行われるべき」という場合の「主権」は、**③の意味**で使われている。

2 天　皇

□ ／　□ ／　重要度 ★☆☆

オリジナル

天皇に関する次の記述のうち、日本国憲法の規定に照らして、正しいものはどれか。

1　天皇は、国政に関する権能は有せず、国事に関する行為のみを行うが、天皇の国事行為には、国会の助言と承認を必要とする。

2　天皇は、前任の内閣総理大臣からの助言により、内閣総理大臣を指名する。

3　皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、摂政自身の名において国事行為を行う。

4　天皇は、国事行為として、内閣が決定した大赦・特赦・減刑・刑の執行の免除・復権の認証を行う。

5　国務大臣は、その在任中、天皇の同意がなければ、訴追されることはない。

正解 4

参照 合格テキストP 6～P 9、P65

ワンポイント Check!

天皇は、国政に関する権限は有せず、その権限は国事に関する行為に限定されている。そして、天皇の国事行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣がその責任を負うこととされている（天皇無答責）。このように規定することで、天皇が政治からは離れた存在であることを強調している。

1　×　天皇は、国事行為のみを行い、国政に関する権能は有しないので（4条1項）、前半は正しい。しかし、天皇の国事行為に必要なのは「内閣」の助言と承認であり（3条）、後半は誤り。

2　×　天皇は、国会の指名により、内閣総理大臣を任命する（6条1項）。したがって、天皇が前任の内閣総理大臣の助言に従って指名するのではない。

知識のリンク　天皇の任命行為

行政のトップ：国会の指名で内閣総理大臣を任命
司法のトップ：内閣の指名で最高裁判所の長たる裁判官を任命

3　×　天皇が成年に達しないときなどには摂政が置かれる。そして、摂政は、天皇の名で国事行為を行う（5条）。したがって、摂政自身の名で行うのではない。

4　○　大赦・特赦・減刑・刑の執行の免除・復権の決定は内閣の権能であり（73条7号）、それについて認証をすることが天皇の権能である（7条6号）。

5　×　国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されることはない（75条）。したがって、国務大臣の訴追に対して同意をするのは天皇ではない。

3 私人間効力

□ ／ □ ／ 重要度 ★★★

H25―4

私法上の法律関係における憲法の効力に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、正しいものはどれか。

1　私人間においては、一方が他方より優越的地位にある場合には私法の一般規定を通じ憲法の効力を直接及ぼすことができるが、それ以外の場合は、私的自治の原則によって問題の解決が図られるべきである。

2　私立学校は、建学の精神に基づく独自の教育方針を立て、学則を制定することができるが、学生の政治活動を理由に退学処分を行うことは憲法19条に反し許されない。

3　性別による差別を禁止する憲法14条１項の効力は労働関係に直接及ぶことになるので、男女間で定年に差異を設けることについて経営上の合理性が認められるとしても、女性を不利益に扱うことは許されない。

4　自衛隊基地建設に関連して、国が私人と対等な立場で締結する私法上の契約は、実質的に公権力の発動と同視できるような特段の事情がない限り、憲法９条の直接適用を受けない。

5　企業者が、労働者の思想信条を理由に雇い入れを拒むことは、思想信条の自由の重要性に鑑み許されないが、いったん雇い入れた後は、思想信条を理由に不利益な取り扱いがなされてもこれを当然に違法とすることはできない。

正解 4

参照 合格テキストP10～P11

ワンポイント Check!

私人間効力：間接適用

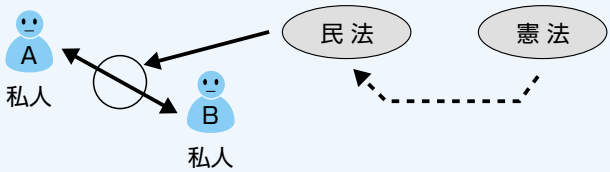

1 ×　私人間の関係においては一方が他方より優越的地位に立つ関係にある場合もあるが、それが私人間の法律関係に憲法の効力を直接及ぼすことができる根拠にはならない（三菱樹脂事件、最大判昭48.12.12）。

2 ×　私立学校はその建学の精神に基づく校風と教育方針に照らし学則を制定でき、また、学生の政治活動を理由に退学処分を行ったことは学長に認められた裁量権の範囲内の行為といえ、許される（昭和女子大事件、最判昭49.7.19）。

3 ×　憲法14条１項の規定は、私人間に**直接適用されるわけではない**。なお、私企業が女子の定年年齢を男子より低く定めることは、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法90条に反し、許されない（日産自動車事件、最判昭56.3.24）。

4 ○　私法上の行為に憲法９条は直接適用されるものではなく、国が私人と対等な立場で締結する私法上の契約は、実質的に公権力の発動と同視できるような特段の事情のない限り、憲法９条の**直接適用を受けない**（百里基地訴訟、最判平元.6.20）。

5 ×　私企業が、特定の思想信条を有する者をその故をもって**雇い入れを拒んでも**それを当然に違法とすることはできない。一方、いったん**雇い入れた**労働者の場合、特定の思想信条を理由として**不利益な取扱い**をすることは労働条件に関する差別的取扱いとなり、許されない（三菱樹脂事件、最大判昭48.12.12）。

4 プライバシー

□ ／ □ ／ 重要度 ★★★

H23―3

プライバシーに関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

1　何人も、その承諾なしにみだりに容貌等を撮影されない自由を有するので、犯罪捜査のための警察官による写真撮影は、犯人以外の第三者の容貌が含まれない限度で許される。

2　前科は、個人の名誉や信用に直接関わる事項であるから、事件それ自体を公表することに歴史的または社会的な意義が認められるような場合であっても、事件当事者の実名を明らかにすることは許されない。

3　指紋は、性質上万人不同、終生不変とはいえ、指先の紋様にすぎず、それ自体では個人の私生活や人格、思想等個人の内心に関する情報ではないから、プライバシーとして保護されるものではない。

4　犯罪を犯した少年に関する犯人情報、履歴情報はプライバシーとして保護されるべき情報であるから、当該少年を特定することが可能な記事を掲載した場合には、特段の事情がない限り、不法行為が成立する。

5　いわゆる住基ネットによって管理、利用等される氏名・生年月日・性別・住所からなる本人確認情報は、社会生活上は一定の範囲の他者には当然開示されることが想定され、個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報とはいえない。

正解 5

参照 合格テキストP12～P13

ワンポイント Check!

憲法14条以下に規定が置かれていない権利であっても、社会の変化に伴って個人の人格的生存に不可欠と考えられるようになった権利は、憲法13条を根拠に憲法上の人権として保障される。例えば、プライバシー権や肖像権がこれに該当する。

1 ×　犯罪捜査のための警察官による写真撮影が許されるのは、犯罪の**証拠保全**の必要性・緊急性があり、一般的に許容される限度を超えない**相当な方法**で撮影される場合である（京都府学連事件、最大判昭44.12.24）。犯人以外の第三者の容貌が含まれても、許される場合がありうる。

2 ×　事件それ自体を公表することに歴史的または社会的な意義が認められるような場合には、事件当事者の実名を明らかにすることが許されないとはいえない（ノンフィクション逆転事件、最判平6.2.8）。

3 ×　指紋は、採取後の利用方法次第では個人の私生活や**プライバシー**が侵害されるおそれがあり、指先の紋様にすぎないからプライバシーとして保護されるものではないとはいえない（指紋押捺拒否訴訟、最判平7.12.15）。

4 ×　プライバシーの侵害について、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、**前者が後者に優越する**場合には不法行為が成立する（最判平15.3.14）。特段の事情がない限り不法行為が成立するというわけではない。

5 ○　住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）の対象となる本人確認情報（氏名・生年月日・性別・住所）は、個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報とはいえない（最判平20.3.6）。

5 信教の自由

□ ／ □ ／ 重要度 ★★☆

オリジナル

政教分離原則に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、妥当なものはどれか。

1　市が、体育館の建設にあたり、神式の地鎮祭を行い、これに公金を支出した行為は、「祈る」という行為を含む以上、政教分離原則に反し許されず、違法なものとなる。

2　市が、町内会に対して市有地を無償で神社施設の敷地としての利用に供することは、政教分離原則に違反する。

3　県が、靖国神社に玉串料を奉納する行為は、政教分離原則に反するとまではいえず、県の当該支出は違法なものとはいえない。

4　市が、小学校の建替えに伴い、忠魂碑の移設・再建を行う行為は政教分離原則に反するものではないが、これに伴い実施された慰霊祭に市の教育長が参列する行為は政教分離原則に違反し、許されない。

5　市が、地域の無事安全を願い、コミュニケーションを図るために地蔵を建立したいとする町会に対して市有地を無償貸与することは、政教分離原則に違反する。

正解 2

参照 合格テキストP20～P21

ワンポイント Check!

政教分離原則

国から特権を受ける宗教を禁止し、国家の宗教的中立性を要求する。

国や地方公共団体の宗教的色彩のある行為

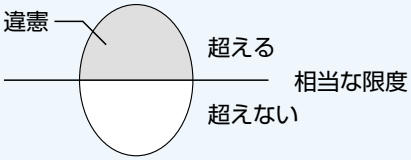

1 ×　地鎮祭の目的は世俗的なものであって宗教的意義を有するとはいえず、市が、これを神式で行ったからといって、政教分離原則には違反しない（津地鎮祭事件、最大判昭52.7.13）。

2 ○　市が、町内会に対して市有地を無償で神社施設の敷地としての利用に供することは、政教分離原則に違反する（砂川政教分離訴訟、最大判平22.1.20）。

3 ×　県が、靖国神社に玉串料を奉納する行為は、政教分離原則に違反する（愛媛玉串料訴訟、最大判平9.4.2）。

4 ×　市の行った忠魂碑の移設・再建の行為は、小学校の建替えに伴ってされたものであり、また、教育長が慰霊祭に参列した行為は、地元における公職にある者の社会的儀礼として戦没者や遺族に対する弔意・哀悼の意を表する目的でされたものであって、いずれの行為も政教分離原則には違反しない（箕面忠魂碑訴訟、最判平5.2.16）。

5 ×　市が、町会に対して市有地を無償貸与した行為は、地域の無事安全を願い、コミュニケーションを図ろうとするために地蔵を建立することを目的としており、政教分離原則には違反しない（大阪地蔵像事件、最判平4.11.16）。

6 表現の自由

□ ／ □ ／ 重要度 ★★★

オリジナル

憲法21条に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、妥当なものはどれか。

1　取材の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることは明らかであるが、公正な刑事裁判の実現の保障のため、報道機関の取材の自由が制約されることはある。

2　報道の自由は、憲法21条の精神に照らして尊重に値するものではあるが、憲法21条の保障のもとにあるとはいえない。

3　傍聴人が、その見聞する裁判を認識・記憶するために法廷で筆記行為を行うことは、憲法21条の精神に照らし、尊重に値するものであり、故なく妨げられてはならない。

4　反論権の制度についての具体的な成文法はなくても、新聞に記事を書かれた者の新聞社に対する反論文掲載請求権は、憲法21条の規定から直接認められる。

5　集団行動の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあり、公安条例においてこれを規制することは一切許されない。

正解 3

参照 合格テキストP22～P25

1 ×　判例は、**取材の自由**を、憲法21条の保障のもとにあるとはせず、その精神に照らし、十分尊重に値するものとしている（博多駅テレビフィルム提出命令事件、最大決昭44.11.26）。なお、公正な刑事裁判の実現の保障のため、報道機関の取材の自由が制約されることはある。

2 ×　**報道の自由**は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにある（博多駅テレビフィルム提出命令事件、最大決昭44.11.26）。

3 ○　**筆記行為の自由**は、憲法21条の精神に照らし、尊重に値するものであり、傍聴人が、その見聞する裁判を認識・記憶するために法廷でメモをとることは、故なく妨げられてはならない（法廷メモ採取事件、最大判平元3.8）。

4 ×　反論文掲載請求権は、具体的な成文法の根拠なく、憲法21条の規定から直接に認められるものではない（サンケイ新聞事件、最判昭62.4.24）。

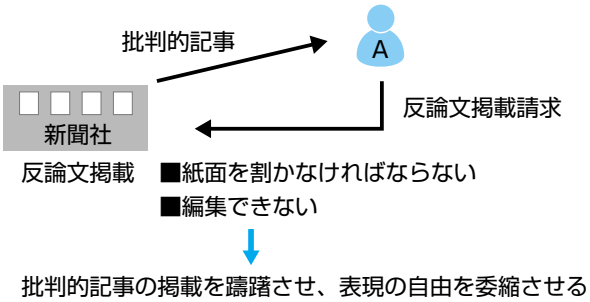

5 ×　**集団行動の自由**は、憲法21条で保障される権利である。しかし、公安条例において、合理的かつ明確な基準の下にあらかじめ許可を受けさせるなどの手段で集団行動を規制することは許される（新潟県公安条例事件、最大判昭29.11.24）。

7 表現の自由

□ ／ □ ／ 重要度 ★★★

H25— 7

次の１～５は、法廷内における傍聴人のメモ採取を禁止することが憲法に違反しないかが争われた事件の最高裁判所判決に関する文章である。判決の趣旨と異なるものはどれか。

1　報道機関の取材の自由は憲法21条１項の規定の保障の下にあることはいうまでもないが、この自由は他の国民一般にも平等に保障されるものであり、司法記者クラブ所属の報道機関の記者に対してのみ法廷内でのメモ採取を許可することが許されるかは、それが表現の自由に関わることに鑑みても、法の下の平等との関係で慎重な審査を必要とする。

2　憲法82条１項は、裁判の対審及び判決が公開の法廷で行われるべきことを定めているが、その趣旨は、裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとすることにある。

3　憲法21条１項は表現の自由を保障しており、各人が自由にさまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつことは、個人の人格発展にも民主主義社会にとっても必要不可欠であるから、情報を摂取する自由は、右規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれる。

4　さまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取することを補助するものとしてなされる限り、筆記行為の自由は、憲法21条１項の規定の精神に照らし尊重されるべきであるが、これは憲法21条１項の規定によって直接保障される表現の自由そのものとは異なるから、その制限又は禁止には、表現の自由に制約を加える場合に一般に必要とされる厳格な基準が要求されるものではない。

5　傍聴人のメモを取る行為が公正かつ円滑な訴訟の運営を妨げるに至ることは通常はあり得ないのであって、特段の事情のない限り、これを傍聴人の自由に任せるべきであり、それが憲法21条１項の規定の精神に合致する。

正解 1

参照 合格テキストP25

ワンポイント Check!

法廷メモ採取事件（最大判平元.3.8）

弁護士が裁判を傍聴した際にメモ採取を希望し許可申請を行ったが、これが認められなかった事件

1 ×　報道機関の取材の自由は、憲法21条１項の保障の下にあるものとはされていない。その保障の下にあるといえるのは**「報道の自由」**である。なお、司法記者クラブ所属の報道機関の記者に対してのみメモ採取を許可することは、合理性を欠く措置とはいえず、法の下の平等を定める憲法14条１項に違反しない。

2 ○　裁判の**対審**および**判決**が**公開**の法廷で行われるべきことを定める憲法82条１項の趣旨は、裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとすることにある。

3 ○　各人が自由にさまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する自由は、表現の自由を保障した憲法21条１項の趣旨、目的からその派生原理として当然に導かれるものといえる。

4 ○　傍聴人が法廷においてメモを取ることは、その見聞する裁判を認識、記憶するためになされるものである限り、尊重に値し、故なく妨げられてはならないが、筆記行為の自由は、憲法21条１項によって直接保障されている**表現の自由そのものとは異なる**ため、その制限または禁止には、表現の自由に制約を加える場合に一般に必要とされる厳格な基準が要求されるものではない。

5 ○　傍聴人のメモを取る行為が公正かつ円滑な訴訟の運営を妨げるに至ることは、通常はあり得ないのであって、特段の事情のない限り、これを傍聴人の自由に任せるべきであるといえる。

8 表現の自由

□ ／　□ ／　重要度 ★★★

H15―4

次の文章は、ある最高裁判決の一部である。そこにいう検閲の定義にあてはまると考えられる事例は、ア～オのうち、いくつあるか。

憲法21条２項にいう「検閲」とは、行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不適当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるものを指す。

ア　税関で、関税定率法における輸入禁制品の検査の結果、わいせつ表現を含む書物の輸入を禁止すること

イ　当事者の申請に基づき審理した上で、裁判所が、名誉毀損表現を含む出版物を、仮処分により事前に差し止めること

ウ　高等学校用「政治・経済」の教科書として出版しようとした書物につき、文部科学省で検定し、不合格の処分を行うこと

エ　メーデー式典に使用する目的で出された、公共の用に供されている広場の利用申請に対して、不許可の処分を行うこと

オ　総務省で、出版前に書物を献本することを義務づけ、内閲の結果、風俗を害すべき書物については、発行を禁止すること

1　一つ　　**2**　二つ　　**3**　三つ　　**4**　四つ　　**5**　五つ

正解 1

参照 合格テキストP26～P27

ワンポイント Check!

検閲の定義のポイント（税関検査事件、最大判昭59.12.12）

① 誰が？ … 行政権が
② 何を対象に？ … 思想内容等の表現物を
③ いつ？ … 発表前に
④ どうする？ … 発表を禁止する

ア ×　検閲の定義のポイント④と照らせば、本肢は、**輸入を禁止**しているのであって、発表を禁止するものではない。したがって、検閲には該当しない。

イ ×　検閲の定義のポイント①と照らせば、本肢は、**裁判所**が行っているのであって、行政権が行っているものではない。したがって、検閲には該当しない。

ウ ×　検閲の定義のポイント④と照らせば、本肢は、**教科書としての出版**を認めないとするものであって、発表を禁止するものではない。一般図書としての発行を禁止しているわけではないからである。したがって、検閲には該当しない。

エ ×　検閲の定義のポイント②と照らせば、本肢は、**広場の利用**を制限しているのであって、思想内容等の表現物を対象とするものではない。したがって、検閲には該当しない。

オ ○　総務省（定義ポイント①）で、出版前（定義ポイント③）に書物を献本することを義務づけ、内閲の結果、風俗を害すべき書物（定義ポイント②）については、発行を禁止すること（定義ポイント④）は、設問の検閲の定義に該当する。

以上より、検閲の定義にあてはまると考えられる事例はオのみであり、肢1が正解となる。

9 経済的自由権

□ ／ □ ／ 重要度 ★☆☆

オリジナル

次の文章は、ある最高裁判所判決の一部である。空欄［ア］～［エ］にあてはまる言葉を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

「憲法22条1項に基づく個人の経済活動に対する法的規制は、個人の自由な経済活動からもたらされる諸々の弊害が社会公共の安全と秩序の維持の見地から看過することができないような場合に、消極的に、かような弊害を除去ないし緩和するために必要かつ合理的な規制である限りにおいて許されるべきことはいうまでもない。

のみならず、憲法の他の条項もあわせ考察すると、憲法は全体として、［ア］的理想のもとに、社会経済の均衡のとれた調和的発展を企図しており、その見地から、すべての国民にいわゆる［イ］を保障し、その一環として勤労権を保障する等、経済的劣位に立つ者に対する適切な保護政策を要請していることは明らかである。このような点を総合的に考察すると、憲法は、国の責務として［ウ］的な社会経済政策の実施を予定しているものということができ、個人の［エ］に関する限り、個人の精神的自由等に関する場合と異なって、右社会経済政策の実施の一手段として、これに一定の合理的規制措置を講ずることは、もともと憲法が予定し、かつ、許容するところと解するのが相当である。」

1 人身の自由	2 経済活動の自由	3 表現の自由	4 学問の自由
5 福祉国家	6 夜警国家	7 肯定	8 否定
9 公共の福祉	10司法国家	11政党国家	12権力分立
13中立	14積極	15消極	16国民主権
17説明責務	18立憲主義	19生存権	20プライバシー権

正解 ア：5　イ：19　ウ：14　エ：2

参照 合格テキストP28～P29

ワンポイント Check!

二重の基準論

経済的自由を規制する法律は、精神的自由を規制する法律に比べて、緩やかな基準によってその合憲性を判断するという考え方のことである。

（理由）

① 精神的自由は民主主義社会によって不可欠であるのに対し、経済的自由は民主主義さえ機能していれば、国会によって修正できる。

② 経済的自由の規制は、社会政策的な判断を伴うため、裁判所は、国会の判断を尊重するべき。

ア 福祉国家（5）が入る。

社会経済の均衡のとれた調和的発展を企図し、経済的劣位に立つ者に対する適切な保護政策を要請するのは、福祉国家の考え方である。

イ 生存権（19）が入る。

経済的劣位に立つ者に対する適切な保護政策を要請していることを示す言葉であり、勤労権と並列できる言葉である生存権が入る。

ウ 積極（14）が入る。

福祉国家的理想のもと、経済的劣位に立つ者に対する適切な保護政策が要請されることから、国は、積極的な社会経済施策の実施を予定している。

エ 経済活動の自由（2）が入る。

経済活動の自由に関する場合、精神的自由に関する場合と異なって、社会経済政策実施の一手段として、一定の合理的規制措置を講ずることは、憲法が予定しかつ許容している。

10 人身の自由

□ ／ □ ／ 重要度 ★★☆

H19―7

次の憲法の条文について一般に行われている説明として、妥当なものはどれか。

第31条　何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

1　「法律の定める手続」とあるので、条例によって刑罰その他についての手続を定めることは、許されていない。

2　日本国憲法は別に罪刑法定主義の条文をもっているので、本条においては、戦前にないがしろにされた刑事手続について、これを法律で定めることが要請されている。

3　この条文は刑事手続を念頭においており、行政手続などの非刑事手続については、その趣旨が適用されることはない。

4　刑事手続については、ただ単にこれを法律で定めればよいと規定しているのではなく、その手続が適正なものであることを要求している。

5　この条文は、ニューディール期のアメリカ連邦最高裁判所で猛威を振るった、手続的デュープロセス論を否定したものである。

正解 4

参照 合格テキストP32～P33

ワンポイント Check!

憲法31条

	手続法定	手続適正	実体法定	実体適正
条　文	○	―	―	―
解　釈	○	○	○	○

1　×　憲法31条は必ずしも刑罰がすべて法律そのもので定められなければならないとするものではなく、法律の授権によってはそれ以下の法令によって定めることもでき、**条例によって刑罰を定める**ことも許容されている（最大判昭37.5.30）。

2　×　日本国憲法では、適正手続保障（31条）や遡及処罰の禁止（39条）など罪刑法定主義を確認する規定が設けられているが、罪刑法定主義自体の明文は置かれていない。また、憲法31条は、文言上は手続の法定のみを要請しているようにも見えるが、一般的には手続の適正をも要請しているものと説明されている。

3　×　憲法31条の定める法定手続の保障は直接には刑事手続に関するものであるが、**行政手続**について、それが刑事手続でないとの理由のみでそのすべてが同条の保障の枠外にあると判断することは相当ではないとし、憲法31条の行政手続への適用を許容している（最大判平4.7.1）。

4　○　憲法31条は、文言上は**手続の法定**のみを要請しているようにも見えるが、一般的には**手続の適正**をも要求しているものと説明されている。

5　×　デュープロセスは適正手続保障のことをいう。手続的デュープロセスは手続の法定・適正を要求するものであり、実体的デュープロセスは、実体の法定・適正を要求するものである。ニューディール期のアメリカ連邦最高裁判所で猛威を振るったのは実体的デュープロセス論であって、手続的デュープロセス論ではない。

＜執筆者紹介＞

神田理生（ＴＡＣ行政書士講座専任講師）

1975年８月大阪府生まれ。慶應義塾大学卒業。

ＴＡＣ行政書士講座での講師歴は10年以上となる。まったくの初学者から合格レベルに達するまでの道筋を示し、初学者が躓きやすい箇所もケアしつつ、多くの初学者を合格へと導いてきた。現在は、初学者向けのコースのほか、受験経験者向けのコースも担当。

著書には、「行政書士　合格テキスト」「行政書士過去＆厳選問題集」「行政書士　講義生中継　憲法」（ＴＡＣ出版）、「面白いほど理解できる行政法」（早稲田経営出版）などがある。

行政書士一発合格シリーズ
2014年度版　行政書士　過去&厳選問題集

発行日　2013 年 12 月 20 日
　　初版発行
編著者　TAC株式会社（行政書士講座）
発行者　斎藤博明
発行所　TAC株式会社　出版事業部　（TAC出版）
　　〒101-8383　東京都千代田区三崎町3-2-18
　　西村ビル
　　電話（営業）　03-5276-9492
　　FAX　03-5276-9674
　　http://www.tac-school.co.jp/
　　http://bookstore.tac-school.co.jp/
© TAC　2013

管理コード　05361P-00-00

〈ご注意〉
本書の全部または一部を、著作権者ならびにTAC株式会社に無断で、複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）することを禁じます。万一上記など著作権法に抵触する行為をすると処罰されますので、取扱いに十分ご注意ください。